

退職に伴う返還規定

弊社に対する報酬は「想定年収の 20%」を基本とし、双方の合意で決定する。

今回の入職者が短期で退職する事となった場合の返金規定

(短期退職時の手数料の返済義務)

採用決定者が、入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の事由により、6か月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、弊社は、貴社に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。

但し、「貴社」の本人に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に本人が一身上の都合にて退職した場合には、「弊社」は貴社」に紹介手数料を返還しないこととする。また、入職者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

また、本人が、上記等の理由以外で専ら貴社の都合により退職をすることとなった場合にも、紹介手数料の返戻は、行なわないものとする。

入社後1週間以内の場合:本件報酬の 100%。

入社後1か月以内の場合:本件報酬の 50%。

入社後2か月以内の場合:本件報酬の 30% 。

入社後4か月以内の場合:本件報酬の 20%。

入社後6か月以内の場合:本件報酬の 10% 。

を変換するものとする。

(紹介手数料の返還の時期)

弊社は貴社に次の通り紹介手数料を本人の退職日 30 日以内に返還するものとする。

以上

〒890-0056 鹿児島市下荒田 2 丁目 20-8

鹿児島キャリアサポート 職業紹介責任者 穂原康博
(運営企業)株式会社フロムゼロ企画 代表取締役 穂原康博